

みんなで防ごう/高齢者虐待

高齢者虐待とは、
どのようなことを言うの?

～介護をがんばりすぎていませんか?～

高齢者虐待防止法では大きく5つに分けられています。

【身体的虐待】暴力を加える…たたく、つねる、蹴る、縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える等。

【介護・世話の放棄、放任】世話をしない…入浴させない、食事をあたえない、必要なサービスを使わせない等。

【心理的虐待】精神的な苦痛を与える…怒鳴る、悪口をいう、子ども扱いする、排泄などの失敗に対して恥をかかせる等。

【性的虐待】性的な行為を強要する…懲罰的に下半身を裸にして放置、キス・性器接触の強要等。

【経済的虐待】金銭や財産を勝手に使う…必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等。

悩んでいませんか?高齢者の介護や世話のこと

「虐待者が悪者だから」虐待が起きている訳ではありません

- 高齢者に認知症がある
- 介護の負担をひとりで抱えている
- 夫婦のみ、高齢者と単身の子どもなど小規模家庭
- 経済的に困窮している
- 近所づきあいがない
- 介護者に疾病や障がいがある 等、
高齢者虐待が起こりやすい要因となります。

虐待が起きない地域づくりのために

生きていればいずれ高齢者になり、だれもが高齢者の虐待問題に直面する可能性があります。すべての人が安心して暮らせるように、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが求められます。



介護を一人で抱え込んでいませんか? 近隣で気になるご家庭はありませんか?
お気軽に 保健福祉課 地域包括支援センターへご相談ください。

お問い合わせ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎ 889-3534

受講者募集 創業セミナー



主催: 南風原町商工会
共催: 南風原町
日時: 3月11日(日) 13:00~16:00
場所: 南風原町商工会 2F 研修室
対象者: 南風原町民又は南風原町で開業を予定されている方(優先)
※県内で創業を予定されている方もお問い合わせください。
内容: 沖縄振興開発金融公庫 創業資金各種制度説明
沖縄県創業者支援融資制度説明(県制度)
事業計画書作成について
開業に向けた準備について

講師: 沖縄振興開発金融公庫 創業融資班 課長 瀬井 忍 氏
ReHug株 代表取締役 公認会計士 本永 敬三 氏

受講料: 無料

お問い合わせ 南風原町商工会 担当: 金城和也
☎ 889-6121 FAX 889-4313

沖縄県知事免許 (5) 2898号

宅地・建物・取引

店舗・アパート・斡旋管理

大盛不動産

電話 (098) 889-6677 FAX (098) 889-6688

携帯 090-1942-8450

沖縄県南風原町字津嘉山1498番地

遺産分割

女性の平均寿命が86歳を超える時代、不幸にも夫に先立たれたら妻は自分の住む家と老後の生活資金を確保する。
配偶者には2分の1を相続しても税金はかかる。

税理士人 **八幡会計事務所**

(旧姓八幡)

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
那覇市寄宮2丁目5番45号 電話 (098) 854-2440

～戦没者等のご遺族の皆様へ～

第10回 特別弔慰金について

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日(月)までに、申請をしてください。

○支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、先順位のご遺族お一人に支給します。

○申請場所

こども課窓口 (南風原町役場 1階)

※平成27年4月1日以降にすでに請求を済ませている方は、手続きを行う必要はありません。

お問い合わせ こども課 特別弔慰金担当

☎ 889-7028

成年後見制度

成年後見制度とは

認知症などの理由で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度です。後見人は財産管理やサービス利用のサポート、契約の代理や取り消しを行います。

一方、任意後見制度は、現在は判断能力が十分ある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。



| 名 称 | | 法定後見制度 | | | 任意後見制度 |
|---------------|---------|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 後見制度 | 保佐制度 | 補助制度 | 任意後見制度 |
| 開始の手続 | 利用出来の人 | 日常生活で、判断能力がほとんどない人 | 日常生活で、判断能力が著しく不十分な人 | 日常生活で、判断能力が不十分な人 | 現在判断能力が十分ある人 |
| | 申立権者 | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等(家庭裁判所で申立てを行います) | | | 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受託者 |
| 支援する人 | 本人の同意 | 不 要 | | | 必 要 |
| | 成年後見人 | 保佐人 | 補助人 | 任意後見人 | |
| 支援する人が与えられる権限 | 代理権 | 本人が行うすべての法律行為 | 本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為 | 本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為 | 本人との契約で定めた行為(公正証書で定めた範囲) |
| | 同意権・取消権 | 日常生活に関する行為※以外のすべての行為(取消権のみ) | 法律上定められた重要な行為 | 本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為 | なし |

※日用品の購入など「日常生活に関する行為」については、取り消しの対象なりません。

後見人等が必要だが身寄りのない、または親族がいても音信不通の状況等にある方に対して南風原町では成年後見制度利用支援事業を行っています。

詳しくは 保健福祉課 地域包括支援センターへご相談ください。

お問い合わせ 保健福祉課 地域包括支援センター ☎ 889-3534

人工透析専門

つかざん腎クリニック 検索

098-888-3200

院長 安達秀樹
〒901-1117 南風原町津嘉山1490番地 メディカルプラザつかざん4階

- ★透析の送迎サービスが充実
- ★介護タクシーが利用できる
- ★透析専門医が診るから安心
- ★お食事が美味しい
- ★待ち時間が少ない

患者様やご家族に
安心の5つ星。